

子ども医療・ひとり親家庭医療助成制度受給者のみなさん！



# 高額療養費の支給申請の 手続きにご協力ください

**入院・手術等で大きな医療費がかかる場合は、手続きが必要です**

## 高額療養費とは

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、加入している健康保険から**一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとで払い戻される**制度です。70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「**限度額適用認定証**」を提示する方法が便利です。

※ 子ども医療、ひとり親家庭医療助成制度の受給者の方の場合は、松野町が医療費の助成を行っていますので、松野町に払い戻しされます。皆さまの税金で医療費の助成制度が成り立っておりますので、ご協力の程お願いいたします。

## 手続きは？

事前に加入している健康保険へ「限度額適用認定証」を申請し、認定証の交付を受け、医療機関の窓口に認定証と保険者証を提出してください。医療機関へ認定証を提示しなかった場合は、医療機関で受診した月の翌々月以降に**印鑑・保険証**を持って役場窓口までお越しください。郵送での手続きも可能です。

こちらからお手続きの依頼をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

## 自己負担限度額とは

自己負担限度額は、年齢および所得状況等により設定されています。

国民健康保険制度、70歳未満の方の場合（月額：世帯単位）

所得区分	自己負担限度額（3回目まで）	4回目以降
①区分ア 旧ただし書所得 910万円超	252,600円＋ (総医療費－842,000円)×1%	140,100円
②区分イ 旧ただし書所得 600万円超901万円以下	167,400円＋ (総医療費－558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ 旧ただし書所得 210万円超600万円以下	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1%	44,400円
④区分エ 旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
⑤区分オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※ 旧ただし書所得＝総所得金額等から基礎控除等を差し引いた額